

議案第 3 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項を附則第 17 項とし、附則第 12 項から第 14 項までを 2 項ずつ繰り下げる。

附則第 11 項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第 13 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 9 項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、同項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用を受ける場合における附則第 6 項の規定の適用については、同項中「上場株

式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第 7 項中「短期譲渡所得の金額」と」の次に「、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と」を加え、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「第 35 条第 1 項」の次に「、「第 35 条の 2 第 1 項」を加え、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 6 項の改正規定（「第 35 条第 1 項」の次に「、「第 35 条の 2 第 1 項」を加える部分に限る。）及び附則第 7 項の改正規定（「短期譲渡所得の金額」と」の次に「、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と」を加える部分に限る。） 平成 22 年 4 月 1 日
- (2) 附則第 11 項の改正規定（「事業所得」の次に「、「譲渡所得」を加える

部分に限る。) 平成23年1月1日

理 由

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の所得割額の算定における上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。